

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集  
第 37 集 (2005年度) 2006年 3 月発行：195—211

# 南京国民政府下の高等教育改革における一断面

—国際連盟「教育考察団」と高等教育報告に関する初歩的考察—

橋 本 学



# 南京国民政府下の高等教育改革における一断面

—国際連盟「教育考察団」と高等教育報告に関する初歩的考察—

橋本 学\*

## 1. 緒言—本稿の動機と方法—

既に拙稿「南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論」において指摘したとおり<sup>1)</sup>、1930年、南京国民政府教育部は第二次全国教育会議（於南京、4月15日～4月25日）を召集し、教育方案編成委員会による「改進黨教育方案」草案を検討審議させた。同会議における修正可決案「改進黨教育方案」の冒頭に付された説明に従えば、この「方案」は“中国が爾後20年間に施行すべき教育方面の具体計画”と位置づけられている<sup>2)</sup>。その特色は第一次全国教育会議（1928年、於南京）での諸成果＝改革諸案と同様、各教育領域の専門家が多数この改革方案の決定に関与していたこと、そして、「方案」自体については第一次全国教育会議の段階で示された種々の問題提起を踏まえ、将来的に構築せんとする教育システムの大綱と整備に当たって克服を要する問題点がより具体的に示されたこと、の二点に集約することができる。そして、この「改進黨教育方案」が教育部から上位機構たる行政院に上程されるのは、第二次全国教育会議における同「方案」成立から二か月を経た1930年6月のことだが、部分的には「方案」成立後、直ちに対応が開始されている<sup>3)</sup>。

ただ、ここで注目すべきは、以上のような教育領域の全面的な改革の推進に当たって先進諸国に指導と助言を求めんとした点である。中国が19世紀以降、欧米の教育システムや教育行政機構に関心を抱き、留学生派遣や各国への教育視察を進めてきたことは自明だが<sup>4)</sup>、教育の改善を重要事項と位置づける南京国民政府もその例外ではなかった。国際連盟に対する専門家派遣の要請である<sup>5)</sup>。

こうして組織されたのが「国聯教育考察団」(The League of Nations' Mission of Educational Experts)で、1931年の第4四半期、まさに日本の東北地区に対する武力侵略＝満州事変が進行する中で彼らの実地調査は展開された。その成果は、帰欧後、“The Reorganisation of Education in China”と題する報告書に纏められ（1932年7月）、半年後には南京国民政府になる全訳書『中國教育之改進黨』が刊行されている（同年12月）<sup>6)</sup>。

だが、この「考察団」報告書に対してはアメリカ側から批判が加えられた。アメリカがこの報告書を批判的に受け止めた根拠は、同報告書が“アメリカの教育こそが中国教育に弊害をもたらした”旨を断じたことにある<sup>7)</sup>。少なくともアメリカの識者らはそう受け止めたのである。実際、同報告書には、従来、アメリカが中国に対して積極的に取り組んできた教育事業とその影響、結果的に中国がアメリカ型教育システムを十分な吟味もせぬまま積極的に移入せんとしたことが、中国における教育問題の発生と決して無関係ではない旨が明記されている。同報告書にはさらにアメリカ教育

\*広島国際大学医療福祉学部助教授

が有する問題点を指摘している箇所も認められ<sup>8)</sup>、この点に関して、アメリカ側は「考察団」を始めとするヨーロッパ側が、アメリカにおいてまさに進行しつつある教育システムへの検討や改善努力を認識していないとして痛罵を浴びせている<sup>9)</sup>。従来、この「考察団」報告書が彼我において必ずしも積極的に取り上げられることがなかった原因の一端は、あるいはそうした点にも求められるのではないかと思量される。

では、それにもかかわらず、筆者があえて南京国民政府の国際連盟「教育考察団」招致それ自体に着目し、その意義を見いださんとする根拠は何か。それらは、概ね以下の二点に集約できる。

第一点は「考察団」の報告書に関してである。「考察団」がまとめた報告書に対して以上の如き厳しい批判を加えたアメリカ側ではあるが、彼らは必ずしもその全てを否定的に捉えている訳ではない。アメリカは「考察団」の中等教育・教師教育（師範教育や現職教員に向けた再教育）をめぐる分析や結論、並びに「学分制」（単位制）の採用に関する否定的見解に対しては、確かに厳しく批判しているが、例えば高等教育に関する報告に対しては明らかに一定の意義を認めている<sup>10)</sup>。その意味で、少なくとも「考察団」報告書の高等教育に関する報告内容は“当時における欧米先進諸国側の見解をある程度代表し得るもの”と筆者は考える。

第二に「考察団」の成員に関してである。「考察団」を構成した4名の中心メンバーがいずれもヨーロッパ諸国の出身者で占められ、アメリカ合衆国の代表を含んでいなかったことは確かである（後述）。むろん国際連盟の加盟国でなかったアメリカの代表者がこの「考察団」のメンバーに名を連ねるはずはなかった。従って、「考察団」の見方にアメリカ側から指摘されたような偏りが存在した可能性を否定はできない。しかし、主要メンバー4名が各国を代表する学識経験者であり、同時に中央教育行政や社会活動方面で豊かな経験を有する人物でもあった点はほぼ確かである。少なくとも4名のうち3名までが、明らかに世界的にも学術・教育界に名を留めている。従って、彼らの知見と見識に支えられた報告が、中国の教育問題、とりわけ高等教育問題の本質に迫るものでないとする決定的な理由にはなり得ないと考える。

ともあれ、本稿では、以上の観点に立って、南京国民政府が招致した国際連盟「教育考察団」を取り上げ、可能な限りにおいて、その特色化を試みる。この遂行に当たっては、「考察団」の編成と調査概要、調査を拠って立たせていた基盤的風土、すなわち各団員の背景に存在していた出身国の教育制度と動向を明らかにし、その上で「考察団」による高等教育報告の基本姿勢を検証する。

## 2. 国際聯盟「教育考察団」の編成と調査概要

さて、1930年4月、「改進黨全国教育方案」を確定させ、その実現に向けて踏み出しつつあった南京国民政府ではあるが、同「方案」の策定に財政部など教育行政以外の政府関係部門が関与した事実や「方案」自体の射程からも判るように<sup>11)</sup>、全面的な教育改革には当然のことながら多方面の協力を必要とした。教育領域のみの事業によって改革を達成することは事実上不可能であった。何よりも北伐完成によって国家統一を実現したとは言え、慢性的財政難に喘いでいた南京国民政府下の中国には、教育以外にも根本的に改善すべき課題が山積しており、教育のみに重点をおくことは論

外であった。また、「改進黨全國教育方案」は当時の中国にとって理想的で構造的な改革構想であったが、個々の領域・項目は“寄せ木細工”のパーツではあり得ず、相互に有機的關係を有するものであるがゆえに、一つ一つを解決していけば達成し得るものではなかった。それ以前に教育改革の達成には、学校教育に限って言えば、少なくとも教員・学生・事務系職員の改革実施に向けた自覚と意思統一が図られる必要があったが、当時の中国社会とそれを取り巻く情勢は以上のような条件を備えているとは言い難かった。

いずれにしても、南京国民政府は、自らが想定した改革の方向とそれに基づく改革方案が現状に照らして妥当なものであるか、また改革を如何に進めるべきかを指し示してくれるアドバイザーを求めたということであろう。

そうした中で、「改進黨全國教育方案」成立から一年を経た1931年4月、南京国民政府は“国家再建計畫案”の作成を目的とする「全國經濟委員會」の設置を決定し、これに基づいて国際連盟に保健事業・教育事業を含む5項目からなる技術協力の要請を打診する<sup>12)</sup>。当時、中国では、前年7月に国際連盟から国際保健機関の代表として派遣されたボルチック博士 (Dr. B. Borcic: ユーゴスラヴィア・ザグレブ衛生学校校長) が検疫事業に従事しており、従って、1931年の国際連盟に対する協力要請もそうした流れに沿うものであったと考えられる<sup>13)</sup>。

ともあれ、国際連盟は同年5月の理事会で、以上の南京国民政府側要請に応じることを決議した(同月19日)。とくに“適任顧問をもって中国の教育制度の発展と中外文化交流の促進を支援する”旨の要請に関しては、「学芸協力国際委員会」(International Committee of Intellectual Cooperation)が、その執行機関である「学芸協力国際協会」(International Institute of Intellectual Co-operation)に対して、“生活実状に適合する教育システムを実現させる上で最も妥当と思われる方策案を提示すべく、国家教育の現状や古代文明に発する悠久な伝統文化について研究する”ことを目的に、専門家からなる「考察団」(a mission of experts)を中国に向けて派遣するよう指示している<sup>14)</sup>。以上が「国聯教育考察団」(以下、「考察団」と略)成立に至る経緯である。

この「考察団」の中心メンバーは国籍の異なる学識経験者4名からなる団員であった。すなわち、ベッカー (C.H. Becker: ドイツ・ベルリン大学教授、前プロイセン文部大臣)<sup>15)</sup>、ランジュヴァン (P. Langevin: フランス・パリ大学〔ソルボンヌ〕教授)<sup>16)</sup>、トーニー (R.H. Tawney: イギリス・ロンドン大学〔ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス〕教授)<sup>17)</sup>、ファルスキー (M. Falski: ポーランド・文部省初等教育局長、教授)<sup>18)</sup>の4氏である。

なお、「考察団」には国際連盟事務総長ウォルターズ (F.P. Walters) が随行し、中国において「教育映画国際協会」(International Institute of Educational Cinematography)のサーデイ (B.A. Sardi)、並びに「学芸協力国際協会」会長のボネット (M.H. Bonnet) が加わった<sup>19)</sup>。

ベッカーら「考察団」一行の約三か月にわたった中国調査行程は概ね以下のとおりである<sup>20)</sup>。

1931年9月30日、上海に到着した「考察団」一行は当地で教育部側の出迎えを受けた後、国民政府の所在地である南京に向かっている。南京到着はおそらく翌日以降、すなわち10月初めのことと見られる。南京では教育部長である李書華 (在任: 1931年6月~12月) やその顧問と会見し、当地で調査計画の概要が立案された。なお、この南京滞在中に国立中央大学などの重要教育機関(当時、

南京には、この他、私立金陵大学、私立金陵女子文理学院=ミッションスクールも存在)を参観する。

その後、一行は天津へ移動し、短期滞在の間に“国内で最も高度に発展した教育機関”(私立南开大学を指すと見られる)を参観した。続く北平では調査に約三週間を費やしているが、彼らはこの間を利用して河北省定県(北平の南西約200キロメートル)を訪れ、成人教育(「中華平民教育促進会」が主宰する民衆教育実験区)の実態調査を行った。華北における調査では河北省教育厅、天津教育局、北平市教育局等の協力を得ている。

華北での調査を終えた彼らは11月初旬、上海を経て杭州に赴き、浙江省教育厅及び杭州市教育局の協力を得て“見事な学校群や大学群”(当時、杭州に存在した高等教育機関は国立浙江大学、私立之江文理学院、国立杭州芸術専科学校、浙江省立医薬専門学校)を参観した。その後、一行は上海市教育局の協力下に同地区の学校制度について詳細な調査を行うとともに、無錫でも数日間滞在し、成人教育施設の調査を行っている。

彼らは11月中旬以降、最後の三週間を南京における活動に当てた。主たる活動は10月以来、各地において精力的に行ってきた現地調査や考察における成果を踏まえ、南京国民政府から提供された公文書に対して系統的な研究を進めることであった。その過程で、数次にわたり教育部長に対してヒアリングを行うとともに、徹底的に議論を交わしている。中国の教育状況に関する討論は教育部関係者だけでなく、「全国経済委員会」から任命されたばかりの「国民教育委員会」<sup>21)</sup>のメンバーとも行う機会を得た。結局のところ、「考察団」報告書の基礎は南京において確定され、12月中旬、彼らは上海から帰欧の途に着いた。以上が、「考察団」一行による調査旅行の骨格である。

なお、メンバーのうち1名が“南方”，すなわち広州を訪れて教育機関に対して調査を行ったとあり、国立中山大学に赴いた可能性もあるが、広州市教育局が関与したことを除いて、その実施者・時期・調査内容ともに詳細は不明である。いずれにせよ、現時点では旅行日誌の類が未見であるため、日時、訪問機関、会見した人物等をさらに明確化することは困難と言わざるを得ない。

### 3. 国際連盟「教育考察団」の基盤的風土—各団員の出身国における高等教育状況を踏まえて—

では、以上のような「考察団」は一体どのような性格を有していたのであろうか。これを明らかにする上で重要なのは、主要メンバーたる団員4名を拠って立たせていた当時における各国の教育体制、とりわけ高等教育体制(制度的変遷と政策特徴)と、彼ら団員各位の教育政策や高等教育制度との関わりに対する確認であろう。各団員の出身国が各々国情を異にしていたことは自明である。

確かに中世以来、学術・文化の府としての大学、すなわち、いわゆる“自由七科”に支えられた伝統的な大学が存在したという点で共通することは確かだが<sup>22)</sup>、そうした伝統的タイプの大学も、18世紀末のフランス革命以降、新たな市民主義思想の勃興とともに大きく変貌を遂げていく<sup>23)</sup>。

もっとも紙幅との関係で、各団員の経歴・経験について詳細を述べる余裕はない<sup>24)</sup>。ただ、これ

ら三か国の代表者であるランジュヴァン、ベッカー、トーニーの3名は出生年が極めて近接しているという点は指摘しておきたい。順に1872年、1876年、1880年となっており、最大で8年の差しかない。要するに、出身国こそ違え、同時代を大学生あるいは研究者候補として過ごした訳である。

では、以下、彼らの出身国のうち19世紀から1930年代に至る動向がより鮮明なフランス・ドイツ・イギリスの各教育体制について、高等教育制度を中心に概観する。

### (1) フランスにおける高等教育体制の変動

上記三国のうち最も早く教育改革が開始されたのは、ランジュヴァンの出身国フランスであった。フランスにおける最初の変革は、伝統的な大学の解体とエリート養成機関「グランゼコール」の本格的整備であった。革命以前から中央政府主導によるいくつかの上級教育機関・専門職学校等が存在していた（一説には、1529年のコレージュ・ド・フランス創設を嚆矢とする）が、1790年代以降、エコール・ノルマル・シュペリユール（高等師範学校）、エコール・ポリテクニク（理工科専門学校）等が相次いで設立された。続いてナポレオン帝政下における「公教育一般法」制定（1802年）、並びに中央教育行政機構「帝国大学」の創設（1806年）によって教育制度が再編され、地方教育行政官庁「アカデミー」の下に高等教育機関たる「学部」、また「リセ」「コレージュ」等の中等教育機関や小学校が設置されることとなる。なお、ナポレオン学制の特色は自然科学教育と古典科教育の重視にあり、前者には旧大学に存在しなかった理学部を新設してこれを当て、後者には文学部を当てた。結局、高等教育を行う「学部」は神学・法学・医学を加えた五学部であったが、理学部と文学部は「リセ」に付設されて、他の三学部へ進学するための資格「バカロレア」、すなわち事実上の中等教育修了資格を取得するための試験実施機関という地位にとどまった。

その後、王政復古・第二帝政と体制変革が断続するなか、教育制度も変遷を経たことは確かだが、高等教育体制に関して言えば、「高等教育構成法」（1896年）により文部大臣を擁する中央教育行政機構と「アカデミー区」を柱とする教育体制は維持された。各「アカデミー区」に「学部」連合体＝「大学」（国立総合大学）を一つ設置し、「アカデミー区」の長が「大学総長」であり「大学評議会議長」でもあるというものである。また、19世紀後半から20世紀初頭にかけての変化を挙げると、「バカロレア」の監督や一般向けの公開講座を主要任務とし、フルタイムの学生が存在しなかった文学部や理学部にも徐々に学生が集まるようになり、これら「学部」の財政が充実し始めたこと。なかでも自然科学系の「学部」や講座には外部からの資金提供が始まり、「学部」が従来の“研究沈滞”状態から脱していくこと、の二点を挙げることができる。ただ、「大学」以外に先の「グランゼコール」（国立専門大学）が併存し、国家主導によるエリート養成は継続された。また、研究者養成や本格的な研究は「大学」においてよりもむしろ「高等研究実習学校」（1868年設立）や「バスツール研究所」（1887年設立）など、学外で進められた。いわば、教育と研究との隔絶であった。

いずれにしても、ランジュヴァンが一人の物理学者へと成長していく時期とは、まさにそうしたフランス高等教育の変革期に当たっていたのである。

## (2) ドイツにおける高等教育体制の変動

フランスに続いて大規模な教育改革が実施されたのはベッカーの出身国ドイツで、これは19世紀初頭のプロイセンにおけるベルリン大学の創設（1809年）を発端とするものであった。周知のとおり、この新しい動きはフランス革命の発生を重要な背景としていた。

神聖ローマ帝国下では、既にフランス革命の発生以前から4学部制（神学・法学・医学・哲学）に基づく伝統的大学の“解体論”，すなわち各種職業専門教育施設へ移行すべきだとする考え方が勃興していたが、フランス革命軍の帝国内への侵攻が大学の存続自体を揺るがすに至った。実際、移転・閉鎖を余儀なくされる大学が増え、ドイツに存在した37大学のうち、ベルリン大学創設までに13大学、すなわち約三分の一が廃止され、生き残った大学も合併・吸収による再編を迫られた。1803年における帝国の領邦体制再編の中でプロイセンは9大学を有することになるが、ナポレオンに対する軍事的敗北（1806年）によって、プロイセンはエルベ川以西の領土とともに、6大学までを失うことになる。職業専門教育施設は存在するが、一つの大学も存在しなかったベルリンに大学を創設するという事業は、こうしたプロイセンにおける“国民的”課題としての意味を有していた。

ベルリン大学がフンボルトを“創設の父”とし、ベルリン大学に象徴的なフンボルトの大学観がその後、長期にわたって欧米の大学を支配したことは言うまでもない。その大学観は①大学の自治、②学問の自由、③研究と教育と学修の統一こそが真の学問的陶冶を実現させ、真の学問的陶冶こそが優れた人格形成と国家に有用な人材の育成をもたらす、という考え方を柱とするものであった。さらに言えば、教育や学修は優れた研究を前提とする。学問の自由に対しては学修の自由も認めるという考え方から、転学の自由も認められた。いずれにしても、ベルリン大学は、諸学問を有機的に統一する“総合大学”として成立し、従来、神学・法学・医学の下位学部と見なされてきた哲学部を引き上げ、他の学部と同格にした。これはフランスの場合と決定的に異なる点であった。

なお、プロイセンでは、ベルリン大学創設と前後して古典語学校「ギムナジウム」（中等学校）の改革を行い、卒業試験（アビトゥーア試験＝大学入学資格試験）制度の徹底化を図っている（1812年）。

その後、ドイツではベルリン三月革命（1848年）下に大学も動揺するが、ドイツ帝国におけるビスマルク体制（1871～90年）下に新たな大学改革が展開された。その立役者はアルトホーフであった。1882年、プロイセン文部省大学問題担当官に就任した彼の改革はその後のドイツ高等教育の方向性を規定したと言ってよい。その特色は①高等教育予算の拡充、②応用科学分野の専門技術者養成を目的とする工科ホッホシューレ（専門分野別高等教育機関＝単科大学）の設立、③哲学部自然科学系学科の設置や自然科学系研究所の設立、④医学部における研究所の新増設、⑤農業講座の大学昇格、等に見ることができる。一見して自然科学系の重視は明らかだが、ホッホシューレに関して言えば、かつて存在した“大学解体論”を違った形で実現させたと見ることもできる。なお、こうして自然科学系の発展が進む一方、人文科学系においてはゼミナールが顕著な発展を遂げることになる。

ハイデルベルク大学やベルリン大学で歴史学に取り組んだベッカーが、このゼミナールでの訓練



を基盤にオリエント学の権威へと成長を遂げたことは明らかである。

### (3) イギリスにおける高等教育体制の変動

トニーの出身国イギリスの場合、海を隔てているという地理的な要因もあり、ドイツのようにフランス革命の直接的な影響を受けることはなかった。ただ、市民主義思想の高まりの中で生じた伝統的な大学に対する不満（例えば、国教会との緊密な関係ゆえに存在した非国教徒への入学・学位授与等における強力な制約、優等学位試験（トライボス）科目や教育科目における偏り）、さらに産業革命以後における都市工業労働者の加速度的な増大とこれに伴う労働者の高等教育に対する欲求の高まりなど、内部的な事情から、19世紀以降、高等教育体制はフランスやドイツで諸般の事情から生じた激しい“スクラップ・アンド・ビルド”を起こすことなく、静かに変動を始めた。

最も長い伝統を有するのは“オックスブリッジ”と称される二つの大学で、これらは学部組織を持たず、教育組織も兼ねた複数の学寮制（カレッジ）を特色とした。18世紀時点で、イギリスに存在した大学（国王の勅許状を得て学士学位授与権を有する）は、これらイングランド南部の2校のほか、スコットランドの4校、アイルランドの1校であった。従って、産業革命の発祥地マンチェスター（イングランド中部）や首都ロンドンなど、産業の発展が著しい諸都市には大学がなかった。また、市民層の知識欲が伝統的な大学が施す教養学（古典学・数学・哲学など）に向いていなかった訳ではないが、それ以上に彼らが求めたのは職業に密着した実用的で専門的な学問であった。

こうした背景の下に設立されるのがロンドン大学（1826年）や地方都市の大学やカレッジ、並びに、その後、次々と現れる市民カレッジであった。ロンドン大学は1836年“所属カレッジの学生に試験を実施し、合格者に学位を付与する団体”として設立勅許状を獲得し、旧組織は“ユニバーシティ・カレッジ”となるが、1858年には、さらに学外学位制度を発足させ、学位授与権を持たない地方カレッジや市民カレッジ（これら新興カレッジはホッホシュレに擬せられる）のための“学位授与機構”としても貢献することになる（ロンドン大学が教育機関に認定されるのは1898年）。

一方、伝統的な大学も徐々にではあるが、市民の需要に応えるべく改革を進めていく。1870年頃に始まる“大学拡張運動”（地方市民や都市労働者に対する出前講義）、並びに“大学セツルメント運動”（大学都市やロンドンの貧民地区を対象とする奉仕拠点の設立）がそれで、これらは20世紀初頭における「労働者教育協会（WEA）」の設立や「チュートリアル・クラス」（成人学生クラス）開設へと繋がる。とくに「チュートリアル・クラス」の活動はオクスフォード大学の支持を得て、発展を遂げることになる。WEAのメンバーとして、この「チュートリアル・クラス」を最初に開設したのが、オクスフォード大学ベリオル・カレッジ時代（フェロー）のトニーであった（1908年）。彼はその後、ロンドン大学で職を得る訳だが、WEAの活動も継続し、1928年にはWEA会長に就任する（～1944年）。

#### 4. 国際連盟「教育考察団」による報告の基本姿勢—高等教育関連報告の改革提言に基づく小考—

以上で見たように、フランス・イギリス・ドイツでは19世紀以降、社会変動・外的影響を背景に高等教育においても様々な改革を推し進めた。研究・教育の場としての高等教育機関の機能はただ国家的発展を目指す中央政府のためだけでなく、国家を支える社会的要求にも応えねばならないとの認識を得て、高等教育のあるべき方向を模索しつつあったのである。そして、「考察団」団員の一人ベッカーもそうした高等教育の改革に奮闘した一人であった。彼はプロイセン文部大臣（1921、1925～30年）として大学を視野に入れた中等教育改革・大学改革・師範学校の教育大学への改組などに取り組んでいる。いずれにせよ、先行研究の成果に従えば、これらの改革は“拡張”“多様化”“機会開放”“専門職化”という世界的な高等教育の流れを象徴するものであった<sup>25)</sup>。

従って、ベッカーにしてみれば、自国での改革経験、但し、成功ではなく辛苦の経験を抱えたまま「考察団」の一員として中国を訪れた訳である。まして、オリエント学者である彼にしても、カルカッタ生まれのトーニーにしても、ランジュヴァン、ファルスキーと同様、極東の国、中国に関しては門外漢以外の何ものでもなく、専門家とはいえ、調査実施に少なからず困難を来したことは十分に予想される。加えて「考察団」の中国滞在は約三か月と短いこと、既述のとおり東北地区では日本の武力侵攻が展開されていたことから、費やした期間、並びに対象地域に関してその調査に限界が存在したであろうことも否めない<sup>26)</sup>。ただ、ともかくも調査は完遂され、報告書（英文）が、中国側「全国経済委員会」に提出された<sup>27)</sup>。では、「考察団」は中国の教育状況、とりわけ高等教育状況に対して、一体どのような観点から提言を試みんとしたのか。その基本姿勢を見ておきたい。

報告書は、前言、第一部（総論）、第二部（各論）、付録、からなる。前言は「考察団」の編成過程と調査概要、並びに調査自体に関する総括である。本論の第一部（総論）では、1）中国の教育全般を概観した上で、2）国家教育と外来的影響、3）科学教育の精神、4）言語と文字、5）教育行政、6）教育財政、7）教職員、8）学校の分布、9）学校の合理的活用、10）生徒・学生の社会選択、11）学制の各項から分析を行った。続く第二部（各論）は、1）初等教育、2）中等教育、3）大学教育<sup>28)</sup>、4）成人教育の各教育段階別分析である。付録には結論、そして改革に向けた初歩的方策が提言として示された。

高等教育に関する議論は、第一部の各 Chapter にも含まれているが、主要には第二部の Chapter III に集中している。ただ、Chapter III は表題のとおり4年制以上の「大学」「独立学院」（単科大学）と学術研究機関、並びに留学制度を軸とするもので、職業教育を目的とする「専科學校」（高等専門学校）に関しては他の中等職業学校等とともに Chapter II（中等教育）で論じられている。また、師範大学を含む高等師範教育機構についても、他の師範機関とともに Chapter II で専論されている。

報告中の具体的高等教育議論に関しては別稿に譲るが、その基本姿勢は、第二部 Chapter III（大学教育）の概論（General）及び改革提言（Proposals for Reform）を踏まえ、次の5点に整理できる。

すなわち、①大学が社会的使命（学術の促進、科学界・社会の指導人材の養成、文化の質的保持）に基づく貢献を実現するため、学术界の指導者、教育部、世論が一致協力して改革に当たる必要がある。②従来、大学は歴史的条件下で発展を遂げたが、今後は公衆の利益を第一とし、統一的で系統的な計画の下に改善を図る必要がある。③このため大学改革もその他の教育制度（中等教育等）や社会的需要を考慮するとともに、④合議と明確な規定・基準に基づく民主的体制で臨まねばならない。⑤「学問の自由」の観点からも大学教員の権利（研究条件・身分保障）は守られるべきだが、同時に大学の使命を果たすべく学生への教育は彼らの独立研究能力の増進に繋がるものであること、教育成果を測る有効な手段・方策が講じられることも必要である<sup>29)</sup>。

そして、肝要なのは、「考察団」報告書の全体に貫かれている思潮が、この高等教育報告のなかにも脈々と流れていることである。すなわち、教育（あるいは教育政策）は、あくまで“中国自らの幸福”（the well-being of China herself）をもたらすものでなければならない。従って、一時的にではなく永続的に成果を生み出していける基盤的システムを構築することが求められる。そのためにも安易に他（外国）に頼るのではなく、教育を素材・手段・方法・システムにおいて中国の実際と実情に即したものにしていける努力が必要である。いわば“教育の民族化”の提唱であった。

## 5. 結言—今後の課題—

以上、南京国民政府が招致した国際連盟「教育考察団」の編成・調査概要・基盤的風土、並びにその高等教育報告における基本姿勢を明らかにすることを通して、同「考察団」の特色化を試みた。結論的に言えば、「考察団」は、各団員における多様な高等教育的背景の総体を基盤的風土としていた。ただ、彼らは自ら認識するところのあるべき高等教育像に基づいて、中国側に改善の方策とその実現に向けた努力を求めはしたが、結局は中国社会に根付いた伝統文化を尊重し、中国が独自の高等教育体制を築き上げることをこそあるべき方向と考えていた、と言える。いずれにしても、南京国民政府の「考察団」招致は、いわば“第三者評価”の性格を有するものであった。

本稿は、従来、先行研究でほとんど試みられることがなかった南京国民政府治下の高等教育制度を世界史的展開の中で捉えんとする最初の試みとしてなされたもので、今後、継続的に進められるべき研究の起点となるものである。ただ、「考察団」の基盤的風土の検証、高等教育報告の特色化ともに決して十分ではない。いずれの課題も、今後の作業において克服を図りたい。

### 【注】

- 1) 拙稿「南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論」『大学論集』第35集、広島大学高等教育研究開発センター、2005年、349～366頁。
- 2) 『革命文献』第54輯、中央文物供應社〔台北〕、1971年、73頁。改めて「改進黨全國教育方案」の構成を掲示すると、義務教育並びに成人を対象とする補習教育の実施（第一章～第二章）、師範教育及び現職教員の再教育に関するシステムの整備（第三章）、初等・中等・高等教育およ

- び社会教育の改善（第四章～第七章）、華僑教育の改善と発展（第八章）、蒙藏教育＝非漢族を対象とする民族教育の実施（第九章）、並びにこれら改革実施に係る予算案（第十章）となる。
- 3) 丁致聘編『中國近七十年來教育記事』國立編譯館〔南京〕, 1935年, 216～221頁（『民國叢書』第二編第45卷, 上海書店, 所収分）。例えば、教育部による華僑教育設計委員会第一次会議の召集（同年4月）は「改進黨國教育方案」成立後、最も早期になされた対応の事例と言えよう。続く5月には蒙古會議において「方案」第九章「實施蒙藏教育計劃」の実行が決議され、6月には教育部によっても同「計劃」を実施に移すことが確認されている。また「方案」第六章「改進黨國教育計劃」に関しても、5月以降、教育部が各関連機関に対して断続的に指示を出すなど、所定改革案の実行に向けて具体的試みが開始される。1930年6月「方案」の行政院への上程までに教育部が実施した第六章「改進黨國教育計劃」関連の具体策を列記すると、第5項目「提高大學及專科學校學生程度並謀畢業生出路辦法」中の“入学試験の嚴格実施”に関する各大学校長に向けた指令（5月）、第3項目「整理私立大學及專科學校辦法」に関連した各私立高等教育機関への志願者に対する注意喚起、卒業生・修業者の資格追認・認定方法に関する布告（6月）となる。ちなみに教育部は、7月、「大學課程標準及設備標準起草委員會章程」の公布（「改進黨國教育計劃」第1項目「充實國立大學內容辦法」関連）と共に、各省市教育行政機関に向けた私立学校認可期限の通知（同第3項目関連）、「規定未立案之私立高級中學或同等學校畢業生升學辦法」「北平上海兩市內未立案及已停閉之私立專科以上學校畢業生肄業生甄別試驗委員會章程」及び同「甄別試驗章程」の公布（以上、同第3項目及び第5項目関連）、大学医学院（先修科及び本科）の修業年限及び実習期間に関する規定、大学附属高級中学（後期中等教育）卒業生の無試験進学システムの廃止（以上、同第5項目関連）などを実施している。なお、同年12月、第4項目「大學及專科學校推廣教育辦法」に関連して国立浙江大学が浙江省立民衆実験学校・浙江省廣播無線電台（ラジオ局）との共同で「民衆學術講座」を開設している（同上書, 221～232頁）。
- 4) 近代における中国側の人員の官費海外派遣は、管見の限りにおいて、1866年、総理各国事務衙門が斌椿らを派遣して海外視察させたことを初めとするが、1888年には、清朝政府によって「保送出洋人員章程」が定められ、日本・欧米方面への正式な海外視察が開始された。また、留学生派遣に関しても、1872年「幼童」の対米派遣が開始され、1876年以降、欧州への留学生派遣も始まっている。1896年、留学生の対日派遣が始まるのは周知のとおりであろう（前掲『中國近七十年來教育記事』, 1～6頁, 等を参照）。いずれにしても、そうした各種人材の先進国への派遣が清末から民国期における教育改革に多大な影響を与えたことは言を俟たない。海外視察報告については諸氏の各種報告が示す通りだが、例えば『教育雜誌』（商務印書館, 1909年創刊）には経常的に海外の教育状況が紹介されている。また、南京国民政府でも教育行政機構の検討に当たって欧米諸国の教育行政機構に関する比較研究がなされた（姜琦・邱椿著, 蔡元培校『中國新教育行政制度研究』, 商務印書館〔上海〕, 1927年, 1頁～33頁：第一章・第二章）。
- 5) 例えば、羅素（William P. Russell）「國聯調查中國教育報告書之批評」（The Report of the Misson

of the League of Nations on Education in China—A Review：壽棣續訳）は南京国民政府の国際連盟に対する協力依頼が“自国の教育制度に関して独立した公正な批評を得る”にあったとしている（『東方雑誌』商務印書館，第30巻第12期，1933年6月，教20-23頁。原文は，コロンビア大学の“Teachers College Record”〔1933年3月号〕に原掲。ただ，本稿では資料上の限界から，前掲『革命文献』第54輯，486～494頁，に再録の訳文を用いた）。

- 6) The League of Nations' Mission of Educational Experts, The Reorganisation of Education in China, League of Nations' Institute of Intellectual Co-operation, Paris, 1932. 並びに，國聯教育考察團著，國立編譯館訳『中國教育之改進』，國立編譯館〔南京〕，1932年。以下，国際連盟「教育考察団」による報告内容に関して引用・参照箇所を示す場合には中文書の該当頁を掲げることとする。また，国際連盟の諸機構「理事会」「事務総長」「学芸協力国際委員会」「学芸協力国際協会」「教育映画国際協会」の名称は，中文書では各々「行政院」「秘書長」「国際文化合作委員会」「国際文化合作社」「国際教育電映社」と訳出されているが，本稿では全て日本側表記を用いる。なお，原報告書“The Reorganisation of Education in China”の提出時期は後掲の『ライヒマン報告書』，注12) 参照)，13頁の記述に基づく。
- 7) 前掲「國聯調查中國教育報告書之批評」等を参照。
- 8) 国際連盟「教育考察団」報告書で，中国におけるアメリカ式教育の強い影響や弊害，アメリカ教育自体をとくに論じている箇所としては，第一編「通論」(Part I General Consideration)，第二章「国家教育と外来の影響」(Chapter II National Education and Foreign Influences)を掲げることができる(前掲『中國教育之改進』，13～20頁)。
- 9) 例えば前掲「國聯調查中國教育報告書之批評」に「メンバーにアメリカ人が一人でも加わっていたなら，…(中略)…それらの改良すべき点(＝「考察団」報告書に指摘の要改良点)は，そもそもアメリカ起源のものか？ それともヨーロッパ起源のものか？と問えたであろう」と揶揄する部分も認められる(前掲『革命文献』第54輯，493頁)。
- 10) 前掲「國聯調查中國教育報告書之批評」には，「固よりこれら評価(＝報告書内容を指す)は外国人が提示したものであるがゆえに，隔靴搔痒を禁じ得ない。しかし，例えば報告中の高等教育，並びにカリキュラム，教育方法，及び学校生活上の諸問題に関して得られた結論は全て価値を有するものである」とある(前掲『革命文献』第54輯，487頁)。
- 11) 前掲『革命文献』第54輯，51～52，58～60頁。拙稿「南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論」，前掲『大学論集』第35集，353頁。第二次全国教育会議には教育部関係者，國立中央・北平両研究院の代表ほか，交通部・銓敘部・外交部・財政部・農礦部・工商部・衛生部・司法行政部・考選委員会・蒙藏委員会と政府10部門の代表が出席した。「方案」の射程に関しては，上記会議で蔣夢麟教育部長が政治と學術の發展こそが国家的基礎を構築するとしている。
- 12) 国際聯盟事務局東京支局訳『ライヒマン報告書(国際聯盟の對支技術援助に關する報告書)』，日本國際協會，1934年，2～3頁。なお，本報告書(Report of the Technical Agent of the Council on his Mission in China, from the Date of his Appointment until April 1st, 1934.)は，1934

年5月17日、国際連盟の対中技術協力に関する理事会委員会（ジュネーブ）に対して報告代表者のライヒマン博士（常設事務局保健部部长，ポーランド）から提出されたものである。同『報告書』によれば、1931年4月、南京国民政府は国際連盟に対して電報による技術協力の要請（5項目）を行っており、その第5項目に教育に関する協力要請が掲げられていた（同『報告書』によれば、電報は同年4月21日付けであったと記されているが、郭廷以編著『中華民國史事日誌』第三冊、中央研究院近代史研究所、1984年、には、同年4月28日の項に「財政部長宋子文電請國際聯盟秘書長，決設立全國經濟委員會，請襄助經濟建設」とある）。ちなみに「全国經濟委員会」は当初、行政院に直属する機構として設立され（但し、1933年9月以降、1938年1月の機構改編まで国民政府直属機構）、その設立決定に基づいて当時の行政院長蒋介石を委員長、同副院長宋子文を副委員長とし（1931年5月）、両名を含む17名が委員に選された。正式成立は同年11月である。『ライヒマン報告書』には南京国民政府による「全国經濟委員会」の設立決定時期を1931年5月とする記述もあるが（同書、10頁）、明らかに誤記であろう。いずれにしても、「全国經濟委員会」は少なくとも「當初に於いては、道路、水路、公衆保険及び教育に關する政策を立案する」ことを目的とし、「教育の分野では委員會は内外に於ける多くの綿密なる研究について政府の教育部を援助した」（前掲『ライヒマン報告書』、12、16頁）。

- 13) 前掲『ライヒマン報告書』、12～13、85頁。なお、国際連盟の国際保健機関は常設事務局（ジュネーブ）に設置され、保健部がこれを主管した。
- 14) 前掲『中國教育之改進』、1～2頁。並びに前掲『ライヒマン報告書』、2頁。
- 15) ベッカー（Carl Heunrich Becker：1876～1933年）は、ローザンヌ・ハイデルベルク・ベルリンの各大学に学んだ後、ハイデルベルク・ハンブルク・ボンの各大学でオリエントの歴史・文化・言語（文献学）等を担当し、次第にオリエント学の権威（オリエント諸語＝中近東の諸語）として知られるに至る。その後、ベルリン大学教授に就任するほか、プロイセン文部次官（1916年）、同文部大臣（1921、1925～30年）を歴任するなど、教育行政にも関与した。著作にはオリエント、イスラム文化史に関するもののほか、『大学改革論』（1919年）、『わが国家教育制度の構築における教育学アカデミー』（1926年）、『今日の文化危機における人間形成の課題』（1930年）等、教育・文化政策に関するものもある（Neue Deutsche Biographie, 3. Bd. Duncker & Humblot, Berlin, 711. 梅根悟監修『世界教育史大系』（講談社）第26巻、1974年、333～338頁。第40巻、1978年、348頁。コンラート・ヤーラオシュ編、望月幸男・安原義仁・橋本伸也監訳『高等教育の変貌1860～1930—拡張・多様化・機会開放・専門職化—』、昭和堂、2000年、72～73頁。潮木守一著『ドイツの大学—文化史的考察—』、講談社、1992年、241頁）。
- 16) ランジュヴァン（Paul Langevin：1872～1946年）は反強磁性・超音波・ブラウン運動・相対性理論等の研究やアインシュタイン諸理論のフランスへの紹介者としても知られる物理学者で、エコール・ラヴォアジエ、パリ市立工業物理化学学校で学んだ後、パリ大学〔ソルボンヌ〕、エコール・ノルマル・シュペリユール、ケンブリッジ大学キャヴェンディッシュ研究所等で研究を行い、1902年以降、コレージュ・ド・フランス及びソルボンヌの物理学教授、工業物理学

校長等を歴任した。1928年にはソルヴェイ会議（ドイツの物理学者ネルンストが提唱）の議長に選出されている。熱心な人権擁護主義者としても知られ、ドイツ占領下ではレジスタンス運動に身を投じているが、晩年は教育改革委員長（1945年）として戦後の教育復興に尽くした（1947年、ランジュヴァン・ワロン改革案）。国際連盟「学芸協力国際協会」には発足時からフランス代表として関与した（唐敬杲主編『現代外国人名辞典』、商務印書館〔上海〕、1933年、504～505頁。前掲『世界教育史大系』第8巻、1974年、215～224頁。第40巻、401頁。デービッド・アボット編、伊藤俊太郎監修、渡辺正雄監訳『世界科学者事典』第4巻〔物理学者〕、原書房、1991年、235～236頁。その他『科学者人名事典』、丸善株式会社、1997年、等を参照）。

- 17) トーニー（Richard Henry Tawney：1880～1962年）は経済史学者で優れた社会批評家としても知られる。彼はラグビー校、オクスフォード大学ベリオル・カレッジで学んだ後、ベリオル・カレッジのフェローとなった。1913年以降、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスに移って上級講師（Reader）、経済史教授（1931～49年）を歴任し、退任時に同校の名誉教授に叙せられた。ただ、彼の学問的業績はその社会活動とも深く関わっていた。労働者教育協会（WEA）のほか、フェビアン協会員として労働党の教育政策にも関与した。中等教育に関する調査委員会（ハドウ委員会）を通して政府にも助言し、“開かれた中等教育”とする主張が“フォア・オール運動”を牽引した。また“人々は収入を生み出すからだけでなく、創造的たること、社会貢献をなすことを欲するがゆえに労働を求めるのだ”と主張するなど資本主義社会の功利主義に対して徹底した批判を行った（前掲『現代外国人名辞典』893頁。Encyclopaedia Britannica, vol.21, William Benton, London, p. 723. 前掲『世界教育史大系』第8巻、1974年、76～97頁。第40巻、276頁。前掲『高等教育の変貌』、32～33、214頁。及び原註xxx。M. サンダーソン著、安原義仁訳『イギリスの大学改革 1809-1914』、玉川大学出版部、2003年、37、156～157頁）。
- 18) ファルスキーに関しては、資料上の限界ゆえに詳細は不明だが、参考までに当時のポーランド情勢に関して若干補説しておく。第一次世界大戦後、成立したポーランド共和国では、ピウスツキー元帥が指導する PPS（ポーランド社会党）が事実上政治権力を掌握するなかで学術・教育・文化も徐々に復興を遂げた。1920年代初頭、ポズナニとヴェルノで大学が設立され、旧ロシア領域には学校・病院なども設置されている。また、この期には社会党に連なる大学教授・学者も少なからず中央政治に関与しており、1926年のクーデター後はピウスツキー元帥が任命した化学者モシツィツキが大統領に就任した（～1939年）。ただ、軍の政治介入・テロの横行・議会制の形骸化が進み、1930年代の軍部独裁化、1939年、ドイツ侵攻を迎える（アレクサンデル・ギエイシュトル他著、鳥山成人訳『ポーランド文化史』、弘文堂、1962年、49～55頁。アンブロワーズ・ジョベール著、山本俊朗訳『ポーランド史』、白水社、1971年、110～136頁）。
- 19) 前掲『中國教育之改進』、1頁。並びに前掲『ライヒマン報告書』、13頁。
- 20) 以下、「考察団」の調査概要（旅行行程・調査活動）に関しては前掲『中國教育之改進』、1～5頁。並びに前掲『ライヒマン報告書』、2～3、7、13、87頁。なお、必要に応じて『最近

三十五年之中國教育』，商務印書館，1931年。四川省政協・巴中県政協文史資料委員会合編『平民教育家晏陽初』，四川大学出版社，1990年。等により補足した。本文中の括弧がそれに相当する。

- 21) 「考察団」報告書の原文には“the members of the Public Education Commission which had just been appointed within the Economic Council”とあり，中文訳は「經濟會議 Economic Council 新近任命之國民教育委員會 Public Education Commission 人員接洽」（前掲『中國教育之改進』，3頁）となっているが，「經濟會議」はおそらく誤訳で「全国經濟委員会」を指すと考えられる。ただ「国民教育委員会」に関しては不明である。あるいは「全国經濟委員会」内に設置された「教育小委員会」（前掲『ライヒマン報告書』，87頁）の可能性も考えられる。
- 22) 団員4名の各経歴・経験（概要）等については，注15）～注18）を参照。
- 23) 「考察団」団員4名の各出身国で早期に創設された大学を国家別・設立順に列記すると以下のようになる。〔イギリス〕オクスフォード大学（12世紀後半），ケンブリッジ大学（13世紀初頭），〔フランス〕パリ大学（1180年），モンペリエ大学（1220年），トゥールーズ大学（1229年），オルレアン大学（1309年），グルノーブル大学（1339年），〔ドイツ（神聖ローマ帝国）〕プラハ大学（1348年），ウィーン大学（1365年），ハイデルベルク大学（1386年），〔ポーランド〕ヤギェウォ大学（1364年，クラクフ）。
- 24) 以下，18世紀末から20世紀初頭におけるヨーロッパの教育改革に関する記述については，主に前掲の『世界教育史大系』『高等教育の変貌』『イギリスの大学改革』，並びにB.R. クラーク著，有本章監訳『大学院教育の国際比較』，玉川大学出版部，2002年，等を参照。
- 25) 前掲『高等教育の変貌』。
- 26) 調査期間・地域的限界に関しては「考察団」も認知していた（前掲『中國教育之改進』，4頁）。
- 27) 前掲『中國近七十年來教育記事』，257頁。
- 28) Chapter IIIの表題（原文）は“University Education”となっている。
- 29) 前掲『中國教育之改進』，150～159，193～206頁。



# **A Study of the Reorganization of the Higher Education of the Nanking Government in Modern China: Inviting the League of Nations' Mission of Educational Experts**

Manabu HASHIMOTO\*

The purpose of this paper is to investigate a section of the higher educational policies of the Nationalist Government of China, that is the Nanking Government (established in 1927), namely the invitation of the League of Nations' Mission of Educational Experts in 1931.

The paper focuses on the characteristics of and the higher educational report of the League of Nations' Mission of Educational Experts, which was organized by the International Institute of Intellectual Co-operation. The organization of the mission was based on the consent of the Council of the League in May, 1931, in which was discussed requests from the Nanking Government. The mission surveyed from October to December of 1931 and reported the educational situation in China. The report entitled "The Reorganisation of Education in China" was composed of the general and the particular, contained a section on higher education.

The first part of the paper describes the characters of those in the mission. The main members of the mission were four education experts, who represented four nations: C.H. Becker (Germany), P. Langevin (France), R.H. Tawney (England), and M. Falski (Poland). They were altogether men of learning and experience, and particularly Becker had experience in the reform of higher education in Preussen.

The second part of the paper inspects the empirical basis for survey by the mission, in particular the educational trend of the four main members' mother countries. As everybody knows, after the French Revolution, various countries in Europe, especially France, Germany and England, pushed ahead with higher educational reform. In this part of the paper, the writer generalizes on higher education reform in their three countries from the end of the 18th century to the early 20th century.

The third part of the paper focuses on a section of the mission report, that is the higher education report. The section consisted of the following parts: 1) general; 2) criticism of organization; 3) criticism of educational standards and methods; 4) proposals for reform; and 5) conclusion. Their description was reasoned through discussions with members of educational admission, higher education researches and so on.

As a conclusion, we can confirm the attitude of the mission for survey by the description of the higher education report. The point is that members of the mission recognized that reform of education should bring the well-being to China herself, they didn't have to force their experiences in Europe. They aimed to present proposals for higher education reform adapted to the tradition and the actual conditions in China.

---

\* Associate Professor, Faculty of Health and Welfare, Hiroshima International University

